

川口市作業環境測定費補助金交付要綱

(通 則)

第 1 条 川口市作業環境測定費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、この要綱に定めるもののほか、川口市補助金等交付規則（昭和 50 年規則第 24 号。以下「規則」という。）の定めるところによる。

(目 的)

第 2 条 労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 65 条に規定する作業環境測定を実施した事業者に対し補助金を交付することにより、適正な作業環境の確保を図り、もって勤労者の健康保持に寄与することを目的とする。

(資格要件)

第 3 条 補助金の交付を受けることのできるものは、事業者であって次に掲げる要件を備えたものとする。

- (1) 市内に事業所を有すること。
- (2) 事業者の営む事業所が中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条に該当すること。

(補助の対象)

第 4 条 補助の交付対象とする作業環境測定は、作業環境測定法（昭和 50 年法律第 28 号）第 3 条第 2 項の規定により、作業環境測定機関に委託して実施した作業環境測定とする。

(補助金の額)

第 5 条 補助金の額は、前条の作業環境測定機関に支払った作業環境測定に要した費用の 2 分の 1 の額とする。ただし、その額に 1 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

2 前項の補助金の額は、一の年度について 1 者 3 0 万円を限度とする。

(交付の手続き)

第 6 条 補助金の交付を受けようとする事業者（以下「申請者」という。）は、第 4 条に定める作業環境測定を実施した後、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 作業環境測定費補助金交付申請書兼請求書（様式第 1 号）
- (2) 作業環境測定結果報告書の写し
- (3) 申請者が作業環境測定機関に支払った額を証する書類の写し
- (4) その他市長が必要と認めるもの

2 前項の書類の提出は、作業環境測定の結果報告書の日付又は支払日の遅い方が属する年度の末日までに行わなければならない。

3 各業種組合等の代表者は、当該組合に加盟している事業者を取りまとめて補助金の交付を受けようとするときは、第 1 項各号の定める書類を添付して申請することができる。この場合において、補助金交付申請書兼請求書（様式 1-2 号）の提出については、組合等の代表者による提出をもって足りるものとする。

(交付の決定)

第7条 市長は、前条第1項各号に定める書類の提出があった場合は、次の事項を確認し、補助金の交付の可否を決定するものとする。

- (1) 申請者が第3条各号に定める要件に該当すること。
- (2) 第4条に定める作業環境測定機関に委託して実施したものであること。
- (3) 委託した作業環境測定機関に費用の支払いを完了していること。
- (4) 書類の提出の時期が前条第2項に定める要件に該当すること。
- (5) 補助金の額が当該年度の予算の範囲内であること。

2 市長は、前項各号の確認が取れた場合は補助金の交付を決定し、交付の手続きを行うものとする。

3 補助金の交付決定通知書は省略するものとする。

4 市長は、第1項各号の確認が取れなかったとき又は予算が上限に達したときは、補助金を交付しない決定をし、この旨を申請者に様式第2号により通知するものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。同日以降に作業環境測定を実施したものから適用する。

附 則

1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）前に行った作業環境測定で施行日以後補助金の申請を行うものについては、この要綱による改正後の要綱を適用する。

附 則

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）前に行った作業環境測定で施行日以後補助金の申請を行うものについては、この要綱による改正後の要綱を適用する。

附 則

1 この要綱は、令和7年7月1日から施行する。